

条例等の主な改正点（平成 25 年 12 月施行）

（１）許可申請手数料、手続きの一部改定（条例別表第 1、施行規則第 5 条）

許可の期間満了後さらに継続して許可を受けようとする場合の手数料（継続許可申請手数料）の額を以下の表のとおり改めるとともに、許可期間が 1 年を超える場合の手数料の額の加算（期間加算）を廃止することとしました。

あわせて、継続許可申請時の手続きにおいて、以下のとおり取扱うこととしました。

- ・屋外広告物継続許可申請書（第 6 号様式）に屋外広告物自己点検報告書（第 6 号の 2 様式）を添えて提出すること。

（様式は、添付ファイル「屋外広告物自己点検報告書（第 6 号の 2 様式）」のとおりです。）

- ・当該許可申請に係る内容が、当該許可申請の際現に許可されている内容と同一であるときは、形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面等の添付書類を省略することができること。

（手数料一覧表）

広告物の種類	区分	改正前	改正後（※ 1）	
		新規許可 継続許可	新規許可 特例許可	継続許可
・はり札 ・条例別表第 1 の 1～6 に掲げる以外の広告物 ・広告板、広告塔その他の広告物を表示するために設置される物件	0.5 m ² 未満	140 円	140 円	140 円
	0.5 m ² 以上 1 m ² 未満	230 円	230 円	230 円
	1 m ² 以上 2 m ² 未満	450 円	450 円	450 円
	2 m ² 以上 5 m ² 未満	870 円	870 円	870 円
	5 m ² 以上 10 m ² 未満	1,700 円	1,700 円	1,700 円
	10 m ² 以上 20 m ² 未満	3,200 円	3,200 円	2,000 円
	20 m ² 以上 30 m ² 未満	5,500 円	5,500 円	2,700 円
	30 m ² 以上 40 m ² 未満	7,600 円	7,600 円	3,400 円
	40 m ² 以上 50 m ² 未満	9,800 円	9,800 円	4,100 円
50 m ² 以上 （ ）の金額に加え、 50 m ² に 1 m ² を増すごとに	(9,800 円) + 340 円	(9,800 円) + 340 円	(4,100 円) + 60 円	

※ 1 是正条件付き特例許可の継続許可の場合は、「特例許可」欄の金額を適用します。

（２）是正条件付き特例許可制度の時限導入（特例規則全般）

以下の要件を満たす広告物を対象として、以下の申請期限までに申請を行った場合、当該広告物の是正を条件とする許可基準の特例を設けることとしました。

（概要は、添付ファイル「是正条件付き特例許可制度について」のとおりです。）

（対象広告物の要件）

- ・平成 22 年 3 月 31 日において現に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（屋外広告物法第 7 条第 4 項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）であること。
- ・佐賀県屋外広告物条例施行規則第 3 条に規定する許可の基準の特例に関する規

則（以下「特例規則」という。）が施行された時点（平成 25 年 12 月 18 日時点）の許可区域に表示又は設置されているものであること。

- ・施行規則別表第 2 に規定する基準に適合していないものであって、基準に適合するよう最長で平成 31 年 3 月 31 日までに是正することを申し出られたものであること。

（申請期限）

- ・平成 26 年 12 月 17 日（新規許可のみ）

その他、是正条件付き特例許可申請に係る提出書類や手数料等の必要な事項を定めています。

（様式は、添付ファイル「是正条件付き特例許可関係様式（様式第 1 号、第 2 号）」のとおりです。）

（3）公共的広告物に係る許可申請手数料の減免（条例第 11 条、告示第 13 号）

国又は地方公共団体以外の者が、公共的目的をもって自己の住所等に表示する屋外広告物法第 7 条第 4 項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のうち、次に掲げるものを表示し、又は設置するときは、当該許可申請に係る手数料を減免できることとしました。

- ・交通安全に係るもの
- ・子どもの安全確保に係るもの
- ・労働安全衛生に係るもの
- ・暴力追放運動推進に係るもの

※許可申請書とともに許可手数料減免申請書を提出していただく必要があります。

（4）設置者、管理者の管理義務の規定（条例第 11 条の 2）

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならないことを条例に明記することとしました。

（5）許可期間の規定（施行規則第 4 条の 5、第 5 条）

広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときに受ける許可の期間を広告物又は掲出物件の種類に応じ、以下のとおり施行規則に明記することとしました。

（許可の期間）

- ・はり紙及びこれに類するもの 1 月以内
- ・立看板又は広告旗 6 月以内
- ・広告幕及びこれに類するもの 1 月以内
- ・気球広告 1 月以内
- ・高さ 4 m を超える広告板など建築確認を要する広告物又は掲出物件 3 年以内
- ・自家用広告物等 3 年以内
- ・上記以外の広告物又は掲出物件 1 年以内

また、継続許可申請時の提出書類について、はり紙、広告幕等の許可期間が 1 月以

内のものにあつては、許可期間満了の日の 10 日前までに提出しなければならないこととしました。

※許可期間が 1 月を越えるものにあつては、これまでどおり許可期間満了の日の 30 日前までに提出していただくこととなります。

(参考) 語句の説明

上記の文章中に記載している語句の説明は以下のとおりです。

条 例：佐賀県屋外広告物条例

施行規則：佐賀県屋外広告物条例施行規則

特例規則：佐賀県屋外広告物施行規則第 3 条に規定する許可の基準の特例に関する規則

告 示：佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定